

一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ）

分類	品名	規格・寸法等	手数料 (円)
家具・寝具類	カーペット	1 畳当たり	200
	座椅子		
	布団		
	椅子		300
	鏡台		
	畳	1 畳当たり	
	テーブル	1 辺90センチメートル以上	300
		1 辺90センチメートル未満	200
	学習机		500
		上部の棚	200
	ベッド（スプリングマットを除く）	セミダブル以上	500
		シングル	300
		ベビーベッド	200
	本箱（戸棚類）	高さ90センチメートル以上	700
		高さ90センチメートル未満	300
	ソファ	2 人掛以上	800
		1 人掛	500
	たんす類	高さ90センチメートル以上	1,000
高さ90センチメートル未満		500	
電化製品類	照明器具		200
	ファンヒーター	家庭用小型	
	湯沸器		
	乾燥機	食器乾燥機	300
	電子レンジ		
	ステレオ		500
	テレビジョン受信機	15インチ超（ブラウン管式、液晶式又はプラズマ式のものを以外）	700
		15インチ以下（ブラウン管式、液晶式又はプラズマ式のものを以	500

		外)	
	ディスプレイ	15インチ超	700
		15インチ以下	500
その他	アコーディオンカーテン		200
	塩化ビニール波板	1束（直径30センチメートル以内・長さ2メートル以内）	
	ガステーブル	卓上式のもの	
	ゴルフクラブ	一式	
	鉄板・ガラス	厚さ5ミリメートルまで・1束（直径30センチメートル以内・長さ2メートル以内）	
	ブランコ	家庭用	
	物干し台	コンクリート土台のないもの	
	家庭園芸用パイプ	1束（直径30センチメートル以内・長さ2メートル以内）	300
	米びつ	付属品があるもの	
	サッシ・ドア		
	流し台		
	物置	分解したもの・1束（直径30センチメートル以内・長さ2メートル以内）	
	自転車	20インチを超えるもの	400
		20インチ以下	200
	ペット用小屋	スチール製	400
		木製	200
	サイクリングマシン		500
ぶら下がり健康器			
ランニングマシン			

備考

- 1 この表に規定する金額は、特別の記載がない限り、単体の金額とする。
- 2 この表に規定する品目と同一品目であって、形状等の異なるものについては、当該品目の金額に準じて算定した金額とし、この表に記載のないものについては、この表の類似品より形状等を勘案して金額を算定する。
- 3 上記の基準により算定することができないときは、10キログラムにつき100

円とし、その重量が10キログラム未満のときは、10キログラムとし、その重量が10キログラムを超えるときは、10キログラム未満の端数を切り捨てて計算する。

- 4 形状等により、2及び3の基準により算定することが適当でない町長が認めたものの手数料は、その都度町長が定める。